

平成21年度

研究シーズ探索プログラム

研究提案募集のご案内
[募集要項]



独立行政法人科学技術振興機構（JST）
イノベーション推進本部

平成21年10月

目次

I. プログラムの概要.....	1
1. 趣旨.....	1
2. 概要.....	1
II. 応募・選考要領.....	2
1. 研究推進の仕組み.....	2
2. 募集・選考スケジュールについて.....	4
3. 応募者の要件.....	4
4. 対象となる研究提案.....	5
5. 研究期間.....	6
6. 研究費.....	6
7. 応募方法.....	7
8. 選考の方法等.....	8
9. 選考の観点.....	8
10. 採択予定件数.....	10
11. 研究グループ編成、研究費および研究期間の決定.....	10
12. 採択された研究代表の責務等.....	10
13. 研究機関等の要件・責務等.....	11
14. 研究提案書（様式）の記入要領.....	11
III. 研究分野の概要およびP Oの方針.....	20
IV. 応募に際しての注意事項.....	23
Q & A.....	29
参考1：キーワード表.....	34
参考2：分野表.....	36
参考3：府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について...	37

I. プログラムの概要

1. 趣旨

科学技術振興機構（以下、「JST」という）では、国が設定した社会的インパクトの大きい目標（戦略目標）のもとに、研究領域と研究総括を設け、戦略目標の達成に向けて革新的技術シーズの創出を目指した目的基礎研究を推進する、戦略的創造研究推進事業を実施しています。

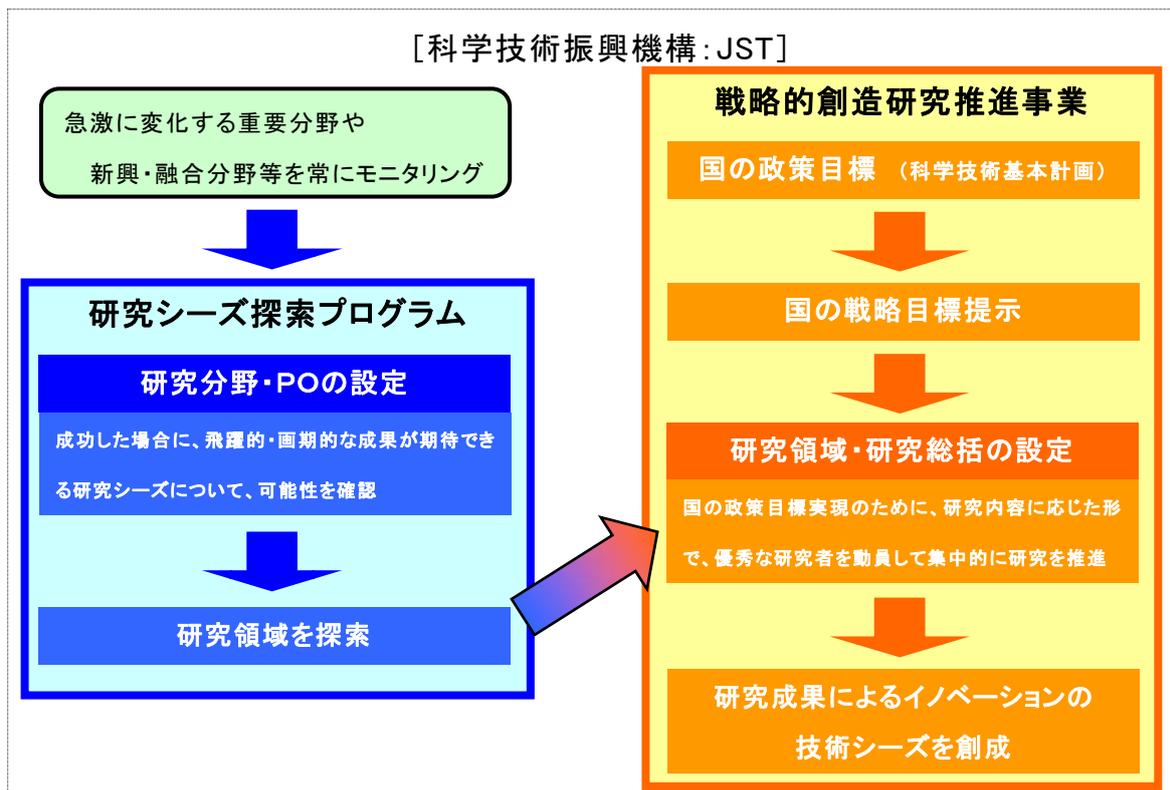
本プログラムは、戦略的創造研究推進事業で取り扱う目標や目的基礎研究の一步手前にある、成功した場合に飛躍的・画期的な成果が期待できる研究シーズについて、その可能性を確認することにより、将来的に JST が目的基礎研究として推進すべき研究領域を探索することを目的としています。

2. 概要

本プログラムでは、国の科学技術政策や社会的・経済的ニーズを踏まえ、推進すべき研究分野とその責任者であるプログラムオフィサー（以下、「PO」という）を、JST が定めます。

POは、研究分野ごとに探索すべき研究シーズ（研究課題）を募集し、外部有識者等の協力を得ながら、イノベーション創出につながり得る研究シーズを選考・選定します。選定された研究代表者は、POのマネジメントのもとで研究体制（研究グループまたは個人）を構築し、研究シーズの探索を行います。

本プログラムは、試行的に実施するモデルプログラムです。



II. 応募・選考要領

1. 研究推進の仕組み

(1) 概要・特徴

- a. JSTにて設定した研究分野において、P Oの研究マネジメントのもと、選定された研究代表者の発想に基づいて研究を実施します。
- b. 研究分野ごとに研究提案（研究課題）を募集し、P Oが外部有識者等の協力を得て選考・選定します。
- c. 選定された研究者は、その研究構想の実現に向けて、研究グループ（数名程度）又は個人で研究を推進します。研究代表者は、当該研究課題全体の研究実施に関する責任を負うことになります。

(2) プログラムオフィサー（P O）

P Oは、研究分野の責任者として、採択課題の選定、研究計画（研究費、研究グループ編成を含む）の調整、研究代表者との意見交換、研究への助言、課題評価、その他必要な手段を通じて研究分野の研究マネジメントを行います。

(3) 研究実施体制

- a. 研究者は、研究グループ又は個人で研究を進めます。
- b. 研究グループは、研究代表者を中心とした数名で構成されるものであり、研究代表者とは所属の異なる研究機関等に所属する研究者を含めて構成することができます。ただし、当該グループ以外に共同研究者グループを編成することはできません。

(4) 研究実施場所

研究内容や研究環境を考慮しつつ、研究者ならびに研究を実施する機関とご相談の上、決定します。

(5) 研究計画

- a. 採択後、研究者は研究課題の研究期間（1年以内）全体を通じた研究計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究体制の計画を含みます。
- b. 研究計画は、P Oの確認、承認を経て決定します。P Oは選考過程、研究代表者との意見交換、日常の研究進捗把握等をもとに、研究計画に対する助言や調整、必要に応じて指示を行うことがあります。

(6) 研究契約

- a. 研究課題の採択後、JSTは研究代表者の所属する研究機関等との間で、委託研究契約を締結します。（研究代表者の所属する研究機関等以外とは委託研究契約を締結できません）
- b. 全研究期間を通して、委託研究契約を1回締結します。研究期間が年度を跨ぐ（平成21年度から平成22年度）場合、研究開始時に2ヵ年度の委託研究契約を締結することになります。
- c. 研究機関等との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必

要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関等では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「Ⅱ. 13. 研究機関等の要件・責務等」(11 ページ)を参照して下さい。

- d. JST は、委託研究契約に基づき、研究費(直接経費)の30%を上限とする間接経費を、研究機関等に対して別途支払います。

(7) 知的財産権の帰属

研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第19条(日本版バイドール条項)に掲げられた事項を研究機関等が遵守すること等を条件として、原則として各機関に帰属します。

(8) 研究支援体制

JST が研究活動を支援します。JST は、POの助言に基づいて研究実施場所や体制、研究の広報やアウトリーチ、特許出願等を含め、研究に必要な支援活動を行います。

(9) 課題評価

- a. 研究終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施します。
- b. 研究終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況等についての追跡調査や、追跡調査結果等を基にした追跡評価を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

(10) 研究分野評価

研究分野とPOを対象とした評価を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

2. 募集・選考スケジュールについて

平成21年度の研究提案の募集・選考期間のスケジュールは、以下の通りです。

	研究シーズ探索プログラム
研究提案の募集開始	<u>平成21年10月1日(木)</u>
研究提案の受付締切 (府省共通研究開発管理システム[e-Rad]による 受付期限日時)	<u><厳守></u> <u>平成21年10月30日(金)</u> <u>正午(12時)</u> <u><厳守></u>
書類選考期間	平成21年 11月上旬～11月中旬
書類選考結果の通知	平成21年 11月中旬～11月下旬
面接選考期間	平成21年 11月下旬～12月中旬
選定課題の通知・発表	平成21年 12月中
研究開始	平成22年 1月初旬

※ 下線を付した日付は確定していますが、他の日程は全て予定です。今後変更となることもあります。

※ 面接選考の日程が決まり次第、下記ホームページにてお知らせします。

<http://www.jst.go.jp/kisoken/tansaku/>

3. 応募者の要件

研究代表者となる方ご本人から提案して下さい。応募者の要件は以下の通りです。

- (1) 研究代表者自らの研究構想に基づき、当該研究課題を実施する最適な研究体制(グループまたは個人)を編成し、自ら当該研究課題を推進する研究者であること。
- (2) 研究代表者自らが国内の研究機関等に所属し、当該機関において研究を実施する体制を取ること。

(注1)「国内の研究機関等」とは、日本国内の大学、独立行政法人、国公立試験研究機関、特別認可法人、公益法人、企業等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「Ⅱ. 13. 研究機関等の要件・責務等」(11 ページ)を参照して下さい。

(注2)以下のいずれかの方も、研究代表者として応募できます。

- ・ 国内の研究機関等に所属する外国籍研究者。
- ・ 現在、特定の研究機関等に所属していないものの、研究代表者として採択された場合、自らが国内の研究機関等に所属して当該研究機関等において研究を実施する体制を取ることが可能な研究者。
- ・ 現在海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択された場合、自らが国内の研究機関等に所属して当該研究機関等において研究を実施する体制を取ることが可能な研究者。

(3)研究実施期間を通じ、研究課題全体の責務を負うことができる研究者であること。

(注)研究者とPOが利害関係にあるとされる場合には、研究提案書を選考対象から除外することがあります(詳細は「Ⅱ. 8. 選考の方法等」(8 ページ)参照)。

4. 対象となる研究提案

(1)平成21年度は、下記の3研究分野に対する研究提案を募集します。「Ⅲ. 研究分野の概要およびPOの方針」(20 ページ～)をよくお読みになり、研究分野にふさわしい研究提案を行って下さい。

なお研究提案の応募は、全研究分野を通して1件のみ可能です。

研究分野	プログラムオフィサー (PO)
低炭素社会づくり関連分野	野城智也 (東京大学 生産技術研究所 所長)
物質・機能探索分野	高尾正敏 (大阪大学 大学院基礎工学研究科 特任教授)
融合分野	阿草清滋 (名古屋大学 大学院情報科学研究科 教授)

(2)既知の技術の単なる組み合わせや改良等ではなく、20～30年後の将来を見通した場合に科学技術に様々な革新的発展をもたらす可能性があり、新たな研究・技術分野として認知される可能性のある、従来とは異なる発想に基づく先導的・独創的な研究提案を期待します。

既に推進されている研究プロジェクトや研究課題等と、全部または一部が重複するような研究提案は対象となりません。

5. 研究期間

研究期間は1年以内です。

6. 研究費

- (1) 1研究課題あたりの研究費上限は総額5百万円です。
- (2) 予算計画は研究計画に基づいて設定して下さい。
- (3) POは、研究課題採択後、研究者と相談の上、予算等を定めた研究計画を決定します。なお、POの評価や研究の展開状況により研究費が増減することがあります。
(注) 研究提案書の(様式1)に研究期間を通じた研究費総額(千円単位)を、研究提案書の(様式6)に費目ごとの研究費計画(千円単位)を記載して下さい。
- (4) 研究費は、研究代表者が所属する研究機関等とJSTが結ぶ委託研究契約に基づき、各機関で執行していただきます。研究費の30%を上限とする間接経費は、JSTが別途措置して研究実施機関に支払います。
- (5) 研究費(直接経費)の用途については、以下の通りです。

- a) 研究費(直接経費)とは、研究シーズ探索プログラムの遂行に直接必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。
 - ① 物品費：新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
 - ② 旅費：研究代表者や研究参加者(研究グループメンバー)の旅費、当該研究の遂行に直接的に必要な招聘旅費等。
 - ③ 謝金等：研究補助者の人件費等。
 - ④ その他：研究成果発表費用(論文投稿料等)等
- b) 以下の経費は研究費(直接経費)として支出できません。
 - ① 研究シーズ探索プログラムの研究目的に合致しないもの
 - ② 間接経費としての支出が適切と考えられるもの
- c) その他、研究費からの支出が適切か否かの判断が困難な用途がある場合は、JSTへお問い合わせ下さい。
(「Q&A」(29ページ～)もご参照下さい)

(注) JSTでは、研究費の柔軟で効率的な執行を各機関に対して要請するとともに、国費を財源とすること等から、一部の項目について委託研究契約書や事務処理説明書等により、一定のルール・ガイドラインを設ける等して、適正な執行をお願いしています。

7. 応募方法

研究提案は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)※により行っていただきます。
e-Rad による応募方法の詳細については参考 3 (37 ページ) をご覧ください。

研究シーズ探索プログラムに応募する研究者は、事前に e-Rad のログイン ID 等を取得して下さい。

e-Rad のログイン ID 等の取得に当たっては、1) 研究機関等に所属する研究者については、e-Rad における研究機関等の登録と研究機関等の事務担当者による研究者情報の登録が、2) 研究機関等に所属していない研究者については、e-Rad における研究者情報の登録が、事前に必要となります。登録方法については下記 e-Rad ポータルサイトを参照して下さい。なお登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行って下さい。一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、JST 及び他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、「研究シーズ探索プログラム」への応募は所属研究機関等の承認を必要とせず、研究提案者ご自身から直接応募していただきます。

※府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス (応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。

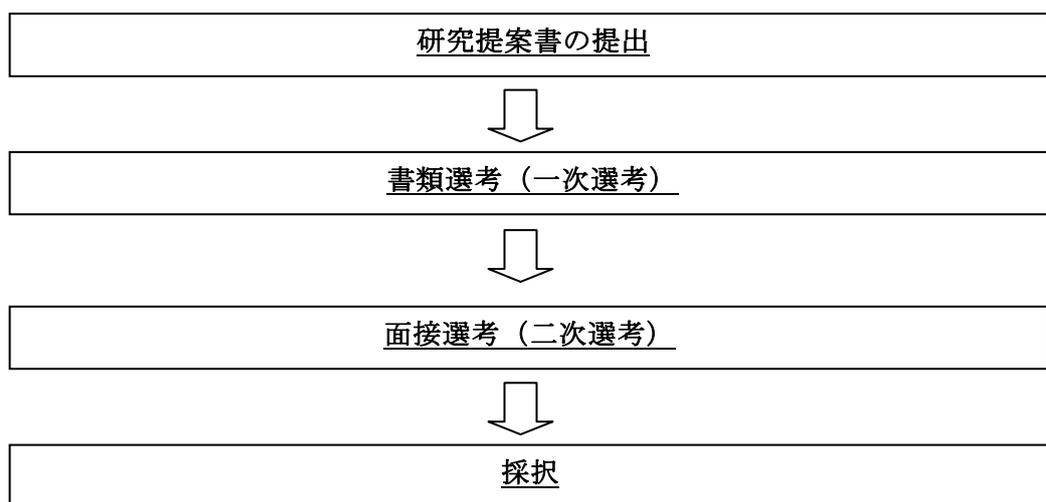
府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ポータルサイト
<http://www.e-rad.go.jp/>

研究者が所属する研究機関等の e-Rad への登録申請が困難である等 e-Rad による提案が困難な場合には、裏表紙に記載しているお問い合わせ先までご連絡下さい。

8. 選考の方法等

スケジュールは「II. 2. 募集・選考スケジュールについて」(4 ページ)をご参照下さい。

- (1) 研究分野ごとに、POが外部有識者等の協力を得て、書類選考、面接選考の2段階選考を行います。この選考結果に基づき、JSTは研究者および研究課題を選定します。



- (2) JSTの規定に基づき、公正で透明な評価を行う観点から、研究提案者等に関して、下記に示す利害関係者は評価に加わらないようにしています。

- a. 被評価者と親族関係にある者。
- b. 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者。
- c. 緊密な共同研究を行う者。
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者等、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 被評価者の研究課題と直接的な競争関係にある者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した場合。

- (3) POが研究提案者と下記の関係にあるとされる場合には、研究提案書を選考対象から除外することになりますので、そのような可能性がある場合には事前にお問い合わせ下さい。お問い合わせ先は裏表紙をご参照下さい。

- a. POが研究提案者と親族関係にある場合。
- b. POが研究提案者と大学、国研等の研究機関において同一の研究室等の最小単位組織に所属している場合。あるいは、同一の企業に所属している場合。

- c. 現在、P Oと研究提案者が緊密な共同研究を行っている場合。または過去5年以内に緊密な共同研究を行った場合。
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは研究課題の中での研究分担者等、P Oと研究提案者が実質的に同じ研究グループに属していると考えられる場合)
 - d. 過去に通算10年以上、P Oと研究提案者が密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にあった場合。“密接な師弟関係”とは、同一の研究室に在籍したことがある場合を対象とする。また所属は別であっても、P Oが実質的に研究提案者の研究指導を行っていた期間も含む。
- (4) 選考に係わった外部有識者等の氏名は、採択課題の発表時に公表します。
- (5) 面接選考の実施および選考結果の通知
- a. 書類選考の結果、面接選考の対象となった研究提案者には、その旨を書面で通知するとともに、面接選考の要領、日程(※)等についてご案内します。
(※) 面接選考の日程は決まり次第、ホームページ(裏表紙参照)にてお知らせします。
 - b. 面接選考では、研究提案者ご本人に研究構想の説明をしていただきます。なお、日本語での面接を原則としますが、日本語での実施が困難な場合、英語での面接も可能です。
 - c. 書類選考、面接選考等の各段階で不採択となった研究提案者には、その都度、選考結果を書面で通知します。
 - d. 選考の結果、採択となった研究提案者には、その旨を書面で通知するとともに、研究開始の手続きについてご案内します。

9. 選考の観点

- (1) 各研究分野に共通の選考の基準は、以下のとおりです。
 - a. 新しく重点投資すべき研究・技術分野の設定に資する可能性を有していること。
 - b. 研究分野の趣旨に合致したものであること。
 - c. 提案者自身の着想であること。
 - d. 独創性を有していること。
 - e. 成功した場合に、飛躍的・画期的な成果が期待できること。
 - f. 研究が適切な実施規模であること。
- (2) 上記のほか、研究分野ごとの独自の選考の観点や方針について、「Ⅲ. 研究分野の概要およびP Oの方針」(20ページ～)をよくお読み下さい。
- (3) 研究費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうか、選考の要素となります。詳しくは、「Ⅳ. 2. 不合理な重複及び過度の集中」(23ページ)をご参照下さい。

1 0. 採択予定件数

研究分野毎に15～30件程度です。(研究分野の趣旨や研究提案の状況により変動します。)

1 1. 研究グループ編成、研究費および研究期間の決定

採択後の実際の研究グループ編成、研究費及び研究期間は、研究課題の研究計画により決定します。「Ⅱ. 1. (5) 研究計画」(2ページ)をご参照下さい。

なお、採択後に策定する研究計画に定める研究体制および研究費は、本プログラム全体の予算状況、POによる研究分野のマネジメントにより、研究期間の途中に変更となることがあります。

1 2. 採択された研究代表者の責務等

(1) 研究の推進および管理

研究の推進全般、研究成果等について責任を負っていただきます。また、研究計画書や報告書等の作成、提出を行っていただきます。

(2) 資金の執行管理・運営、事務手続き、研究補助者等の管理、出張等について責任を負っていただきます。

(3) 研究成果の取り扱い

a. 国費による研究であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行って下さい。

b. 知的財産権を適切に取得して下さい。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関等から出願していただきます。各機関の不承継決定等により重要な知的財産(権利)が適切に確保されない場合、JSTによる出願が可能な場合がありますので、ご相談ください。

c. 研究実施に伴い得られた研究成果を論文等で発表する場合は、JST 研究シーズ探索プログラムの成果である旨の記述を行って下さい。

d. JST が国内外で開催するワークショップやシンポジウムに研究グループの研究者とともに参加し、研究成果を発表していただく場合があります。

e. PO等の求めに応じて、研究進捗状況を報告していただく場合があります。

(4) JST と研究機関等との委託研究契約、その他 JST の諸規定等に従っていただきます。

(5) JST は、研究課題名、構成員や研究費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)および政府研究開発データベース(「Ⅳ. 応募に際しての注意事項」(23ページ)参照)へ提供することになりますので、予めご了承下さい。また、研究者等に各種情報提供をお願いすることがあります。

(6) 研究シーズ探索プログラムのプログラム評価、JST による経理の調査、国の会計検査、その他各種検査等に対応していただきます。

1 3. 研究機関等の要件・責務等

- (1) 研究費は、委託研究契約に基づき、その全額を委託研究費として研究機関に執行していただきます。
- (2) 研究機関等には、委託研究契約書及び JST が定める委託研究契約事務処理の説明書に基づいて、研究費の柔軟で効率的な運用に配慮しつつ、適正な経理事務を行っていただきます。また、JST に対する所要の報告等、および JST による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。
- (3) 委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイドール条項）が適用されて研究機関等に帰属した知的財産権が、出願および設定登録等される際は、JST に対して所要の報告をしていただきます。
- (4) 委託研究の実施に伴い発生する知的財産権は、研究機関に帰属する旨の契約を当該研究に参加する研究者等と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。
- (5) 委託研究契約が締結できない場合には、採択を取り消すことがあります。
- (6) 研究機関等は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定）に基づき、各機関における研究費の管理・監査体制を整備していただく必要があります。また、その実施状況の報告等をしていただくとともに、体制整備等の状況に関する現地調査が行われる場合には対応下さい（「IV. 応募に際しての注意事項」（23 ページ）参照）。
- (7) JST は、営利機関等（民間企業および JST が指定する研究機関）との委託研究契約に先立ち、委託の可否および委託方法に係る審査を行います。この審査の結果によっては、JST が特に指定する委託方法に従っていただくことがあります。また、財務状況が著しく不安定な場合等、委託が不可能と判断された場合には、採択を取り消すことがあります。

1 4. 研究提案書（様式）の記入要領

次ページ以降の研究提案書の記入要領に従い、研究提案書を作成して下さい。なお、研究提案書の書式（1 頁あたりの行数等）は変更しないでください。

(研究シーズ探索プログラム- 様式1)

研究提案書

応募研究分野	
研究課題名	(20 字程度)
研究者氏名	
所属機関・部署・役職	
研究者番号	(科学研究費補助金研究者番号がある方はその番号、ない方は e-Rad (府省共通研究開発管理システム [http://www.e-rad.go.jp/]) へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を記載して下さい。)
学歴 (大学卒業以降)	(記入例) 平成〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業 平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科修士課程〇〇専攻修了 (指導教官: 〇〇〇〇教授) 平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻修了 (指導教官: 〇〇〇〇教授) 平成〇〇年 博士 (〇〇学) (〇〇大学) 取得
研究歴 (主な職歴と 研究内容)	(記入例) 平成〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 助手 〇〇教授研究室で〇〇〇〇〇〇について研究 平成〇〇年～現在 〇〇研究所 研究員 〇〇博士研究室で〇〇〇〇に関する研究に従事
研究期間	2010 年 1 月 (H22.1) ～ 年 月
研究費	研究費総額 千円

・ 応募研究分野

研究提案の応募は、「研究シーズ探索プログラム」の全研究分野を通じて 1 件のみ可能です。「低炭素社会づくり分野」「物質・機能探索分野」「融合分野」の何れか 1 分野をご記入下さい。

・ 研究者番号

応募は e-Rad より行っていただきますが、e-Rad の利用に当たっては、事前に e-Rad への研究者情報の登録が必要です。e-Rad ログイン ID がいない方は、所属研究機関等の担当者、もしくは参考 3 に記載の e-Rad ヘルプデスクへお早めにお問い合わせください。

・ 研究期間

研究期間は 1 年以内です。

・ 研究費総額

研究費は 5 百万円以内で、千円単位までご記入下さい。

(研究シーズ探索プログラム- 様式2)

研究課題要旨

○ 研究課題要旨

400字程度で「研究構想」(様式3)の要点をまとめて下さい。

○ 提案内容に関するキーワード

研究課題を理解する上で有効なものについて、巻末(参考1)のキーワード表から最も近いと思われるものを5つまで選び、“番号”と“キーワード”をご記入下さい。キーワード表に該当するものがない場合は、頭に“*”をつけ、独自にキーワードを記入して下さい。

(記入例) No.001 遺伝子、No.002 ゲノム、No.010 発生分化、*○○○

○ 分野

研究課題の分類される分野に関し、巻末(参考2)の分野表から最も近いと思われるものについて、主分野は1個、副分野は1～3個以内を選び、“番号”と“研究区分”をご記入下さい。主分野の選択は必須です。副分野に該当するものがない場合は、空欄としてください。

(記入例) 主分野 : No.0101 ゲノム
副分野 : No.0102 医学・医療、No.0104 脳科学

○ 照会先

当該研究課題について良く御存知の方を挙げて下さい。それぞれの方の氏名、所属、連絡先(電話/FAX/電子メールアドレス)をご記入下さい。選考(事前評価)の過程で、評価者(P〇および外部有識者)が、本研究提案に関して照会する場合があります。この照会先の記載は必須ではありません。

(研究シーズ探索プログラム- 様式3)

研究構想

- ・ 評価者が理解しやすいように記述して下さい。そのため、必要に応じて図や表も用いて下さい。
- ・ A4用紙 2ページ以内で記入してください。

1. 研究のねらい

本研究提案がねらう研究成果（研究シーズの探索によって得られる研究成果）について、具体的に記述して下さい。

2. 研究の背景

当該研究構想（探索すべき研究シーズの着想）に至った経緯、およびご自身のこれまでの研究との関連等を記述して下さい。

3. 研究の独創性・新規性および類似研究との比較

関連分野の国内外の研究動向を含めて、記述して下さい。

4. 研究内容

研究の必要性、予備的な知見やデータ（必要に応じて）と具体的な研究項目と、その進め方（目的・目標達成に当たって予想される問題点とその解決策等を含む）を項目ごとに整理し、その成功可能性を含めて記述して下さい。

【融合分野に応募される方は、以下を記述して下さい。】

- ・ どの分野とどの分野の融合を目指すものを明示的に記述して下さい。また、分野横断型の研究アプローチであるものについてはその旨の記述をして下さい。

5. 研究の将来展望

将来展望や将来的な社会への貢献等について、記述して下さい。

【低炭素社会づくり関連分野に応募される方は、以下を記述して下さい。】

- ・ 探索する研究シーズが、低炭素社会へのどのようなシナリオ上のどのような課題や隘路を解決し、どのようなイノベーション（=技術により引き起こされる社会の革新的変化）を生起させていく可能性を持っているか。

(研究シーズ探索プログラム- 様式4)

論文・著書・特許リスト

- ・ 本研究提案に関連する文献・特許を下記項目に分けて記入してください。なお本プログラムは、研究シーズの可能性を探索するものであるため、研究構想の審査にあたり、文献が重要な参考情報となります。したがって、研究提案との関連性が低い文献等については、記入しないでください。(文献等の数は選考に直接影響しません。)
- ・ A4用紙 1 ページ以内で記入してください。

○ 主要文献

近年に学術誌等に発表した論文、著書等のうち重要なものを、現在から順に発表年次を過去に遡って記入して下さい。提案者本人が筆頭著者のものについては頭に*印を付けて下さい。記載項目は以下の通りです。

著者（著者は全て記入して下さい）・発表論文名・掲載誌・巻号・ページ・発表年

○ 主要特許

記載項目は以下の通りです。

出願番号・発明者・発明の名称・出願人・出願日

(研究シーズ探索プログラム-様式5)

研究実施体制

(記入例)

研究機関等名	氏名	役職	エフォート (研究代表者のみ)
〇〇大学大学院 〇〇 研究科 〇〇専攻	〇〇 〇〇 (研究代表者)	准教授	〇〇%
同上	〇〇 〇〇	助教	—
△△大学大学院 △△ 研究科 △△専攻	△△ △△	准教授	—

- ・ 研究代表者を筆頭として、参加するメンバーを列挙してください。個人で研究を推進する場合は、研究代表者（一行目）のみの入力で結構です。
- ・ エフォートには、研究者の年間の全仕事時間（研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）を記入して下さい。【総合科学技術会議における定義による】
- ・ 構成メンバーについては、その果たす役割等について十分ご検討下さい。
- ・ 研究参加者の行は、必要に応じて追加して下さい。

(研究シーズ探索プログラム-様式6)

研究費計画

- ・ 年度別・費目別の研究費計画を記入して下さい。
- ・ 採択された後の研究費は、本事業全体の予算状況、POによる研究分野のマネジメント、課題評価の状況等に応じ、研究期間の途上に変更となることがあります。
- ・ 最適な費目毎の予算額・比率となるようご検討下さい。

(記入例)

○ 費目別の研究費計画

	設備費	材料・消耗品費	旅費	諸謝金	その他	合計
平成21年度	2,500	200	100	100	100	3,000
平成22年度	0	300	400	200	100	1,000
合計(千円)	2,500	500	500	300	200	4,000

- ・ 研究費の費目と、その用途は以下の通りです。
 - 設備費：設備を購入するための経費
 - 材料・消耗品費：材料・消耗品を購入するための経費
 - 旅費：研究代表者や研究参加者の旅費
 - 諸謝金：研究補助者の人件費等
 - その他：上記以外の経費（研究成果発表費用、機器リース費、書籍、運搬費等）

○ 特記事項

- ・ 「旅費」、「諸謝金」、「その他」のいずれかが研究費総額の30%を超える場合は、その理由を本項に記載して下さい。

○ 購入予定の主要設備（1件2,000千円以上、機器名、概算価格）

(記入例) ○○○○○○ 2,500千円

(研究シーズ探索プログラム- 様式7)

他制度での助成等の有無

提案者ご自身が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割（代表者、あるいは分担者等）、研究費、エフォート等を明記して下さい。記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

(記入例)

制度名 ¹⁾	研究課題名 (代表者名)	研究 期間	役割 ²⁾ (代表/ 分担)	研究費(千円) ³⁾ (1)H21年度 (2)期間全体	エフォート (%) ⁴⁾
研究シーズ探索プログラム					30
科学研究費補助金 (基盤研究C)	○○○○○○○ ○○○○	H20.4 ~ H23.3	代表	(1)2,000 (2)3,000	20
5) . . .					
. . .					

- 1) 現在受けている、又は採択が決定している助成等について、研究費（期間全体）が多い順に記載して下さい。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載して下さい（「制度名」の欄に「(申請中)」等と明記して下さい。
- 2) 「役割」は、代表又は分担等を記載して下さい。
- 3) 「研究費（千円）」は、ご本人が受給している金額を記載して下さい。
- 4) 「エフォート」は、年間の全仕事時間（研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載して下さい。【このエフォートの定義は、総合科学技術会議によるものです。】申請中・申請予定の助成等のエフォートは記載せず、研究シーズ探索プログラムのみ採択されると想定した場合の、現在受けている助成等のエフォートを記載して下さい。研究シーズ探索事業のエフォートと、現在受けている助成等のエフォートを合計して100%を超えないようにして下さい。
- 5) 必要に応じて行を増減して下さい。

(研究シーズ探索プログラム- 様式8)

その他特記事項

- ・ 研究シーズ探索プログラムに応募した理由、研究に際してのご希望、ご事情その他について特記したい場合、自由に記入して下さい。(必須ではありません)
- ・ A4 用紙 1 ページ以内で記入してください。

Ⅲ. 研究分野の概要およびP Oの方針

①「低炭素社会づくり関連分野」

P O：野城智也（東京大学 生産技術研究所 所長）

本研究分野は、低炭素社会の実現に向けて飛躍的なイノベーションを生起させ得る画期的な研究シーズを探索し、その可能性を検討・確認することによって、本格的な研究開発に結びつけていくことを目標としています。

ここでいう画期的な研究シーズには、例えば、文明活動がもたらす効用の単位量あたりエネルギー使用量（energy intensity）の飛躍的な減少や、エネルギー生産・使用における二酸化炭素排出量の大幅な抑制、大気中の二酸化炭素の高効率な固定などにかかわる革新的な原理や概念などが含まれます。

本分野で求めているものは、現在活用されている環境技術の改善・改良ではありません。探索する研究シーズに科学的合理性が見込まれることはもちろんですが、従来とは異なる発想により将来効果の大きなイノベーションを生もうとする、新規性、挑戦性、及び将来への構想力を特に求めます。本研究の結果として、仮に探索した研究シーズの実現性が低い・実現範囲が狭いと結論づけられたとしても、また、仮に本研究の対象としていない研究シーズがイノベーションの実現に必要となることを明らかにしたとしても、本研究の結果自体が本格的な研究開発に対して意義のある示唆を含んでいるのであれば、低炭素社会づくりに向けて重要な貢献をしたと評価します。

研究シーズを本格的な研究開発に結びつけていくための俯瞰力、構想力も選考にあたって重視します。そこで、提案者には、未来へのシナリオには不確実性があることは当然ではありますが、低炭素社会へのシナリオを自ら描いてみたうえで、探索する研究シーズがそのシナリオ上にあるどのような課題や隘路を解決し、どのようなイノベーション（＝技術により引き起こされる社会の革新的変化）を生起させていく可能性をもっているのかを具体的に記述していただきます。ご留意いただきたいのは、原理・概念の創出が技術革新を生み、さらには実社会における何らかの革新に結びつけていく **science push** 型のイノベーション・プロセスだけを想定していません。逆に、ありうべき低炭素社会のシナリオから解くべき課題を特定したうえで、それを解くための研究シーズを探索し可能性を検討したうえで、技術開発を展開し社会の変革に結びつけていく **demand pull** 型のイノベーション・プロセスも想定しています。

探索する研究シーズによっては、その可能性を検討・確認し、本格的な研究開発に結びつけていく手法・方法は多様であることが想定されますが、選考にあたっては、提案された方法が具体的であり、かつ科学的妥当性と合理性があることも重視します。

低炭素社会実現に向けて、小手先ではなく根本的な社会的な変革が必要であり、既存の原理、概念にとらわれない新たな原理や概念を創造していく発想・着想が不可欠です。中長期的将来において、産業システムや社会システムの根本的変革を生みうるような研究シーズに係る挑戦的な提案を期待します。特に、環境分野のみならず様々な分野で活躍する若手研究者による、独創的な研究シーズ探索への挑戦を歓迎します。

②「物質・機能探索分野」

PO：高尾正敏（大阪大学 大学院基礎工学研究科 特任教授）

本研究分野は、新物質・新機能の創出に関する日本オリジナルの研究シーズ（アイデア）についてその発展の可能性を探索し、将来新たに重点投資すべき研究領域の設定に資することを目指します。これにより、物質材料技術における我が国の国際的なリーダーシップが中長期的に持続することを期待しています。

具体的には、社会的にインパクトのある新物質・新機能を見出そうとする意欲ある研究や、過去に構造と機能が予測され、多くの研究者の挑戦を拒んできた重要且つ難しい課題に、斬新でオリジナルなアイデアで挑戦する研究等を支援します。制御されたナノ・メソ構造等に付随する新機能の創出も、本研究分野の研究対象です。

募集テーマについては、無機、有機、金属錯体、金属・合金・金属間化合物、触媒、生体模擬、無機有機ハイブリッド等、制限を設けないこととします。また、「自己組織化による新規構造」「量子効果など、ナノ・メソ構造による新機能発現」「ナノからバルクへの階層の把握（逆方向も可）」といった難題への新アイデアによる挑戦など、ジャンルは問いませんが、オリジナリティを標榜するための学理上の見通しが明確になっている、あるいは明確化する筋道が見えている提案かどうかを、選考においては重視します。さらに、研究領域の形成や、将来のイノベーションに繋がるアウトカムの創出を期待しているため、研究者自身の提案研究への想いや将来展開への構想力等も選考基準の1つとなります。

研究終了時の事後評価では、研究活動の論文・実績等（アウトプット）が、将来の大きな研究テーマ・研究領域を如何に創成するか（アウトカム）を重視します。終了時には、アウトプットとアウトカムの両方について、研究者自身に自己評価をして頂くこととします。

本研究分野での研究推進は、基本的にはチャレンジあるのみです。とはいっても、闇雲に進むのではなく、「日頃から考えているアイデアを確かめる」ことを大胆かつ慎重に実行することが基本となります。本研究分野の最も大きな役割は、踏み出そうかどうかと逡巡しておられる研究者の背中を押して、一步踏み出して頂くことです。是非、優れたアイデアを確認・検証し、新たな研究領域の設定やイノベーションの創出に繋げて頂きたいと思えます。特に若手研究者については、本研究推進を通じて相応の研究成果を得るとともに、研究マネジメント力を醸成し、研究者としてのキャリアアップを図ることを期待しています。

③「融合分野」

PO：阿草清滋（名古屋大学 大学院情報科学研究科 教授）

本研究分野は既存の科学技術分野ではカバーしきれない新興領域、異分野の融合領域において、新たな学際的、融合的分野の先鋭的な研究を推進するものです。今日の世界が直面する既存の知の枠組み・分野における研究の深化だけでは解決が困難な諸課題の解決には、異分野の知見を融合させ、昇華させた知の創造が不可欠です。

本研究分野は融合的分野の確立を目指すものではなく、解を得るためのアプローチの一つとして分野融合を行い、そして新たな研究シーズを探るものです。新たな研究分野の開拓、創成を目指すチャレンジ精神にあふれる研究を推進し、研究シーズの発掘、長い目ではイノベーションにつながる成果を目標とします。

例えば、生物学と化学の融合では、分子生物学的な手法と有機化学的な手法を駆使するケミカルバイオロジー分野の中でも、生体機能を探るために人工的に創られた分子である分子プローブ技術などで大きな成果を得ています。

これまでの科学研究の多くは還元論的アプローチであり、より対象を詳細に分類することで問題解決が可能になるとして、研究が進められてきました。例えば、計算機技術の急速な発展により、構成論的アプローチが発展し、計算化学、計算物理学など多くの研究分野が創成されたように、これまでとは異なる革新的研究アプローチの提案は、多くの研究シーズを産み出すことができると期待されています。研究の新たな視点、新たなアプローチを提案できれば、その影響は広範なものになります。

このような考えから、募集テーマの対象は、これまで推進されている研究とは異なる新たな視点での研究や、既存の融合分野にさらに他の分野を融合するような革新的な挑戦を想定しています。よって、既存の融合分野であっても、これまでと異なった視点での研究テーマであれば、対象外とはしません。

本来の融合分野の目標設定では、新しく提案した研究アプローチを用いることによって、特定の問題解決の可能性を示すことが望まれていました。しかし、本プログラムの目的は、研究シーズの可能性を確認することであるため、研究アプローチの妥当性、新規性を客観的に示せることを目標とします。また、網羅的な探索により研究アプローチの有効性について調べることを目標とする研究も、本プログラムの目的に合致しています。

尚、「低炭素社会づくり」、あるいは「物質・機能探索」のための融合分野研究は、対応するプログラムが用意されていることから本分野の対象とはしません。

通常、系・分野・分科・細目で研究分野を分類していますが、本プログラムでは細目レベルの融合ではなく、異なる研究分野をさらに広範なレベルで融合するような挑戦的研究が求められます。

IV. 応募に際しての注意事項

1. 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

- 研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照下さい。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0059.html>

- 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、所属研究機関等名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

研究者の氏名、所属、研究課題名、及び研究課題要旨を公表する予定です。また、採択者の研究提案書は、採択後の研究推進のためにJSTが使用することがあります。

- 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）・政府研究開発データベースへの情報提供
文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府の作成する政府研究開発データベース（※1）に、各種の情報を提供することがあります。なお、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）については、下記ポータルサイトをご参照下さい。

<http://www.e-rad.go.jp/>

（※1）国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

2. 不合理な重複及び過度の集中

- 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）等を通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。（また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。）

【「不合理な重複」及び「過度の集中」について】

（ア）「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 1) 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

<p>2) 既に採択され、配分済の競争的研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合</p> <p>3) 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合</p> <p>4) その他これらに準ずる場合</p> <p>(イ)「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>1) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合</p> <p>2) 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合</p> <p>3) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合</p> <p>4) その他これらに準ずる場合</p> <p>(「競争的研究資金の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日、平成 18 年 11 月 14 日改正）(平成 19 年 12 月 14 日改正 競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ) より)</p>

- 科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載して頂きます（様式 7）。

これらの研究提案内容やエフォート（研究充当率）（※2）等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究提案が不採択、採択取り消し、又は研究費が減額配分となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合も、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。

（※2）エフォート（研究充当率）について

総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本プログラムに応募することはできません。

3. 研究費の不正な使用等に関する措置

- 本プログラムにおいて、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本プログラムの趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に

関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、研究費の不正な使用等を行った研究者等（共謀した研究者等を含む）は、一定期間、本プログラムへの応募及び新たな参加が制限されます。

- 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度（※3）、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本プログラムへの応募及び新たな参加の資格が制限されます。

（※3）他の具体的な対象制度は、下記ホームページをご参照下さい。

<http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html>

その他、平成 21 年度に公募を開始する制度も含まれます。

- 本プログラムにおいて研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金担当者（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度（※3）において申請及び参加が制限される場合があります。

なお、本プログラムにおいて、この不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対しては、不正の程度により、申請及び参加の期間が以下のように制限されます。制限の期間は、原則として、委託費等を返還した年度の翌年度以降 2 年から 5 年間とします。ただし、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

- ・単純な事務処理の誤りである場合、申請及び参加を制限しない。
- ・本プログラムによる業務以外の用途への使用がない場合、2 年間
- ・本プログラムによる業務以外の用途への使用がある場合、2～5 年間とし、程度に応じて個別に判断される。
- ・提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給である場合、5 年間。

4. 研究機関等における研究費の適切な管理・監査の体制整備等について

- 研究機関等は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定）に基づき、研究機関等における委託研究費の管理・監査体制を整備していただく必要があります。

なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、下記ホームページをご参照下さい。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gi_jyutu/008/houkoku/07020815.htm

- 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本プログラムの契約に当たり、各研究機関等は標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。（実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、原則として研究開始（契約締結日）までに、各研究機関等から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に報告書が提出されていることが必要です。

報告書の提出方法の詳細については、下記文部科学省 HP をご覧下さい。

http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/08191222/001.htm

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関等の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧下さい。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成 20 年 10 月以降、既に、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。

また、平成 22 年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成 21 年秋頃に、e-Rad を利用して、報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご留意下さい。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、報告内容に関して、平成 19 年 5 月 31 日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、委託研究費の配分を中止することがあります。

5. 研究活動の不正行為に対する措置

- 研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」（平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会研究活動に関する特別委員会）等に基づき、以下の通りとします。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、下記ホームページをご参照下さい。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

- 本プログラムの研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本プログラムへの応募及び新たな参加の資格が制限されます。
 - ・ 不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の不正行為に関与したと認定された著者・共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者：不正が認定された年度の翌年から2～10年
 - ・ 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者：不正が認定された年度の翌年から1～3年
- 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度（※3）、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究活動の不正行為で処分を受けた研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本プログラムへの応募及び新たな参加の資格が制限されます。
- 本プログラムにおいて、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金担当者（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度（※3）において申請及び参加が制限される場合があります。

6. その他

- ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守して下さい。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行って下さい。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意下さい。

 - ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成12年法律第146号）
 - ・ 特定胚の取扱いに関する指針（平成13年文部科学省告示第173号）
 - ・ ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針（平成13年文部科学省告示第155号）
 - ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）
 - ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）
 - ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成10年厚生科学審議会答申）
 - ・ 疫学研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第1号）
 - ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号）
 - ・ 臨床研究に関する倫理指針（平成16年厚生労働省告示第459号）
 - ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）

IV. 応募に際しての注意事項

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページをご参照下さい。

文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm

- 研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行って下さい。

- 上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

Q & A

Q & Aについては、以下のホームページもご参照下さい。

<http://www.jst.go.jp/kisoken/tansaku/faq.html>

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の運用、所属研究機関等・研究者の登録及びe-Radの操作等に関しては、以下のホームページをご参照下さい。

<http://www.e-rad.go.jp/>

II. 1. (3) 研究実施体制について

Q 研究提案書に記載した研究実施体制を、面接時あるいは採択後に変更することはできますか。

A 研究提案書に記載された内容で選考を行いますので、変更が生じることのないよう研究提案時に慎重に検討下さい。採択後の不合理な研究実施体制変更等については、採択の取り消しや研究の中止等を行う場合がありますので、ご注意下さい。

II. 1. (6) 研究契約について

Q 年度を跨ぐ（平成 21 年度から平成 22 年度）研究期間を計画した場合、委託研究契約が複数年度契約となるのは必須ですか。

A 研究期間が年度を跨ぐ場合、2 ヶ年度の委託研究契約が必須となりますので、事前に所属機関等にご確認下さい。

II. 3. 応募者の要件について

Q 非常勤の職員（客員研究員等）でも応募は可能ですか。また、研究期間中に定年退職を迎える場合でも応募は可能ですか。

A 研究期間を通して、国内の研究機関等において自らが研究実施体制をとれるのであれば可能です。

Q 年齢制限はありますか。

A 研究シーズ探索プログラムの募集については特に年齢制限は設けておりませんが、若手研究者の自由な発想による、独創的な研究シーズの探索へのチャレンジに期待します。

Q 日本学術振興会特別研究員やポスドク等は応募できますか。

A 応募時の身分については規定しません。JST 以外の機関の制度との重複の可否については、各機関にお尋ね下さい。

II. 6. 研究費について

Q 間接経費は、委託研究契約を締結する全ての研究機関等に支払われるのですか。

A 間接経費は、委託研究費である直接経費の30%を上限として、委託研究契約を締結する全ての研究機関等に対してお支払いします。

Q 間接経費は、どのような使途に支出するのですか。

A 間接経費は、本プログラムに採択された研究課題に参加する研究者の研究環境の改善や、研究機関等全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関等が充当する為の資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成17年3月23日、競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ）では、以下のように例示されています。

1) 管理部門に係る経費

- －施設管理・設備の整備、維持及び運営経費
 - －管理事務の必要経費
 - 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
- 等

2) 研究部門に係る経費

- －共通的に使用される物品等に係る経費
 - 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
 - －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
 - 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
 - －特許関連経費
 - －研究棟の整備、維持及び運営経費
 - －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
 - －研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
 - －設備の整備、維持及び運営経費
 - －ネットワークの整備、維持及び運営経費
 - －大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
 - －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
 - －図書館の整備、維持及び運営経費
 - －ほ場の整備、維持及び運営経費
- 等

3) その他の関連する事業部門に係る経費

- －研究成果展開事業に係る経費
 - －広報事業に係る経費
- 等

このほか、機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断する経費が対象となりますが、直接経費としての充当が適当なものは対象外となります。

なお、間接経費の配分を受ける研究機関等においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類（※）を、当該委託研究契約の終了後5年間適切に保管しておく必要があります。

（※）証拠書類は他の公的研究資金の間接経費と合算したもので構いません（契約単位毎の区分経理は必要ありません）。

Q プログラム作成等の業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A 研究を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則としてできません。

Q 研究機関等が出願する特許出願・維持経費等は、研究費から支出することはできますか。

A 出願費用、審査請求費用、維持費用、弁理士費用等については、直接経費から支出することはできませんが、間接経費から支出することは可能です。JST に持分がある場合は、持分に応じた経費をJST が別途負担します。

II. 7. 応募方法について

Q 応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。

A 必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究者が研究を実施する研究機関等との間で委託研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関等への事前説明等を行って下さい。また、任期の定めのある研究員（ポスドク等）の場合、研究期間を通じて、いずれかの国内研究機関等に所属して研究を推進することが前提となりますので、研究機関等との事前調整等を行ってください。

Q 締切時間までに入力を開始すれば応募は認められますか。

A 締切時間までにe-Rad画面上で応募が完了することが必要です。締切後は、応募を一切お受けできませんので、あらかじめご了承ください。

応募締切日はe-Radシステムが混雑し、正常に応募できない場合がありますので、可能な限り前日までに応募を完了してください。

II. 14. 研究提案書（様式）の記入要領

Q 研究提案書に記載する「研究費総額」（様式1）や「研究費計画」（様式6）には、委託研究契約を締結した場合に研究機関等に支払われる間接経費も加えた金額を記載するのですか。

A 間接経費は含めません。直接経費の分のみを記載して下さい。

Q 研究提案書に、研究費の積算根拠を記載する必要はありますか。

A 研究費の積算根拠は必要ありませんが、面接選考時に、研究費の詳細等を含む補足説明を求める場合があります。

IV. 2. 不合理な重複及び過度の集中

Q 研究シーズ探索プログラムおよび他の制度に、それぞれ「研究代表者」として提案することは可能ですか。

A 他の研究提案において認められていれば、本プログラムへの提案は可能です。ただし、全部または一部の研究内容が重複した研究提案はできません。

その他

Q 様式1の研究者番号とは何ですか。

A 科学研究費補助金研究者番号がある方はその番号、ない方は e-Rad（府省共通研究開発管理システム [http://www.e-rad.go.jp/]）へ研究者情報を登録した際に付与される8桁の研究者番号を指します。

応募は e-Rad より行っていただきますが、科学研究費補助金研究者番号の有無に関わらず、e-Rad の利用に当たっては、事前に e-Rad への研究者情報の登録が必要です。e-Rad ログイン ID がいない方は、所属研究機関等の担当者、もしくは巻末（参考3）に記載の e-Rad ヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。

Q 昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。

A 今年度が初めての募集となります。

Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、代理に面接選考を受けさせてもいいですか。あるいは、面接選考の日程を変更してもらうことはできますか。

A 面接選考時の代理は原則お断りしていますが、一定の要件によりやむを得ないとPOが判断する場合は、研究グループに所属する他の研究者による面接選考を許可する場合がありますので、ご連絡下さい。日程については、多くの評価者の日程を調整した結果決定された日程ですので、再調整はできません。「II. 2. 募集・選考スケジュールについて」（4ページ）に示してある面接選考期間をご確認いただくと共に、各研究分野の面接選考の実施日程については、JST のホームページ（<http://www.jst.go.jp/kisoken/tansaku/>）よりお知らせいたしますので、ご確認ください。

Q 研究者本人の人件費は研究費から出せるのでしょうか。

A 研究者本人の人件費を研究費から出すことはできません。

Q 研究実施中に研究代表者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も研究を継続できますか。

A 異動先において、当該研究が支障なく継続できるという条件で研究の継続は可能です。異動に伴って、研究代表者の交替はできません。

Q 研究実施中に移籍等の事由により所属研究機関等が変更となった場合、研究費で取得した設備等を変更後の研究機関等に移動することはできますか。

A 可能です。委託研究費（直接経費）により取得した設備等については、原則として、移籍先の研究機関等へ譲渡等により移動することとなっています。

Q 博士号を取得した研究者（ポスドク）を雇用することはできますか。

A 研究者としての雇用はできません。研究補助者等としての雇用は可能です。

キーワード表

番号	キーワード	番号	キーワード	番号	キーワード
001	遺伝子	044	暗号・認証等	087	環境分析
002	ゲノム	045	セキュア・ネットワーク	088	公害防止・対策
003	蛋白質	046	高信頼性ネットワーク	089	生態系修復・整備
004	糖	047	著作権・コンテンツ保護	090	環境調和型農林水産
005	脂質	048	ハイパフォーマンス・コンピューティング	091	環境調和型都市基盤整備・建築
006	核酸	049	ディペンダブル・コンピューティング	092	自然共生
007	細胞・組織	050	アルゴリズム	093	政策研究
008	生体分子	051	モデル化	094	磁気記録
009	生体機能利用	052	可視化	095	半導体超微細化
010	発生・分化	053	解析・評価	096	超高速情報処理
011	脳・神経	054	記憶方式	097	原子分子処理
012	動物	055	データストレージ	098	走査プローブ顕微鏡(SM, AFM, STS, SNOM, 他)
013	植物	056	大規模ファイルシステム	099	量子ドット
014	微生物	057	マルチモーダルインターフェース	100	量子細線
015	ウイルス	058	画像・文章・音声等認識	101	量子井戸
016	行動学	059	多言語処理	102	超格子
017	進化	060	自動タブ付け	103	分子機械
018	情報工学	061	バーチャルリアリティ	104	ナノマシン
019	プロテオーム	062	エージェント	105	トンネル現象
020	トランスレショナルリサーチ	063	スマートセンサ情報システム	106	量子コンピュータ
021	移植・再生医療	064	ソフトウェア開発効率化・安定化	107	DNA コンピュータ
022	医療・福祉	065	ディレクトリ・情報検索	108	スピンエレクトロニクス
023	再生医学	066	コンテンツ・アーカイブ	109	強相関エレクトロニクス
024	食品	067	システムオンチップ	110	ナノチューブ・フラレーン
025	農林水産物	068	デバイス設計・製造プロセス	111	量子閉じ込め
026	組換え食品	069	高密度実装	112	自己組織化
027	バイオテクノロジー	070	先端機能デバイス	113	分子認識
028	痴呆	071	低消費電力・高エネルギー密度	114	少数電子素子
029	癌	072	ディスプレイ	115	高性能レーザー
030	糖尿病	073	リモートセンシング	116	超伝導材料・素子
031	循環器・高血圧	074	モニタリング(リモートセンシング以外)	117	高効率太陽光発電材料・素子
032	アレルギー・ぜんそく	075	大気現象	118	量子ビーム
033	感染症	076	気候変動	119	光スイッチ
034	脳神経疾患	077	水圏現象	120	フォトリソニック結晶
035	老化	078	土壌圏現象	121	微小共振器
036	薬剤反応性	079	生物圏現象	122	テラヘルツ/赤外材料・素子
037	バイオ関連機器	080	環境質量量化・予測	123	ナノコンタクト
038	フォトリソニックネットワーク	081	環境変動	124	超分子化学
039	先端的通信	082	有害化学物質	125	MBE、エピタキシャル
040	有線アクセス	083	廃棄物処理	126	1分子計測(SMD)
041	インターネット高度化	084	廃棄物再資源化	127	光ピンセット
042	移動体通信	085	大気汚染防止・浄化	128	(分子) モーター
043	衛星利用ネットワーク	086	水質汚濁・土壌汚染防止・浄化	129	酵素反応

分野表

番号	重点研究分野	研究区分	番号	重点研究分野	研究区分
0101	ライフサイエンス	ゲノム	0501	エネルギー	化石燃料・加工燃料
0102	ライフサイエンス	医学・医療	0502	エネルギー	原子力エネルギー
0103	ライフサイエンス	食料科学・技術	0503	エネルギー	自然エネルギー
0104	ライフサイエンス	脳科学	0504	エネルギー	省エネルギー・エネルギー利用技術
0105	ライフサイエンス	バイオインフォマティクス	0505	エネルギー	環境に対する負荷の軽減
0106	ライフサイエンス	環境・生態	0506	エネルギー	国際社会への協力と貢献
0107	ライフサイエンス	物質生産	0589	エネルギー	共通基礎研究
0189	ライフサイエンス	共通基礎研究	0599	エネルギー	その他
0199	ライフサイエンス	その他	0601	ものづくり技術	高精度技術
0201	情報通信	高速ネットワーク	0602	ものづくり技術	精密部品加工
0202	情報通信	セキュリティ	0603	ものづくり技術	高付加価値極限技術(マイクロマシン等)
0203	情報通信	サービス・アプリケーション	0604	ものづくり技術	環境負荷最小化
0204	情報通信	家電ネットワーク	0605	ものづくり技術	品質管理・製造現場安全確保
0205	情報通信	高速コンピューティング	0606	ものづくり技術	先進的ものづくり
0206	情報通信	シミュレーション	0607	ものづくり技術	医療・福祉機器
0207	情報通信	大容量・高速記憶装置	0608	ものづくり技術	アセンブリープロセス
0208	情報通信	入出力 *1	0609	ものづくり技術	システム
0209	情報通信	認識・意味理解	0689	ものづくり技術	共通基礎研究
0210	情報通信	センサ	0699	ものづくり技術	その他
0211	情報通信	ヒューマンインターフェイス評価	0701	社会基盤	異常自然現象発生メカニズムの研究と予測技術
0212	情報通信	ソフトウェア	0702	社会基盤	災害被害最小化応用技術研究
0213	情報通信	デバイス	0703	社会基盤	超高度防災支援システム
0289	情報通信	共通基礎研究	0704	社会基盤	事故対策技術
0299	情報通信	その他	0705	社会基盤	社会基盤の劣化対策
0301	環境	地球環境	0706	社会基盤	有害危険・危惧物質等安全対策
0302	環境	地域環境	0721	社会基盤	自然と共生した美しい生活空間の再構築
0303	環境	環境リスク	0722	社会基盤	広域地域研究
0304	環境	循環型社会システム	0723	社会基盤	水循環系健全化・総合水管理
0305	環境	生物多様性	0724	社会基盤	新しい人と物の流れに対応する交通システム
0389	環境	共通基礎研究	0725	社会基盤	バリアフリー
0399	環境	その他	0726	社会基盤	ユニバーサルデザイン化
0401	ナノテク・材料	ナノ物質・材料 (電子・磁気・光学応用等)	0789	社会基盤	共通基礎研究
0402	ナノテク・材料	ナノ物質・材料 (構造材料応用等)	0799	社会基盤	その他
0403	ナノテク・材料	ナノ情報デバイス	0801	フロンティア	宇宙科学 (天文を含む)
0404	ナノテク・材料	ナノ医療	0802	フロンティア	宇宙開発利用
0405	ナノテク・材料	ナノバイオロジー	0821	フロンティア	海洋科学
0406	ナノテク・材料	エネルギー・環境応用	0822	フロンティア	海洋開発
0407	ナノテク・材料	表面・界面	0889	フロンティア	共通基礎研究
0408	ナノテク・材料	計測技術・標準	0899	フロンティア	その他
0409	ナノテク・材料	加工・合成・プロセス	0900	人文・社会	
0410	ナノテク・材料	基礎物性	1000	自然科学一般	
0411	ナノテク・材料	計算・理論・シミュレーション			
0412	ナノテク・材料	安全空間創成材料			
0489	ナノテク・材料	共通基礎研究			
0499	ナノテク・材料	その他			

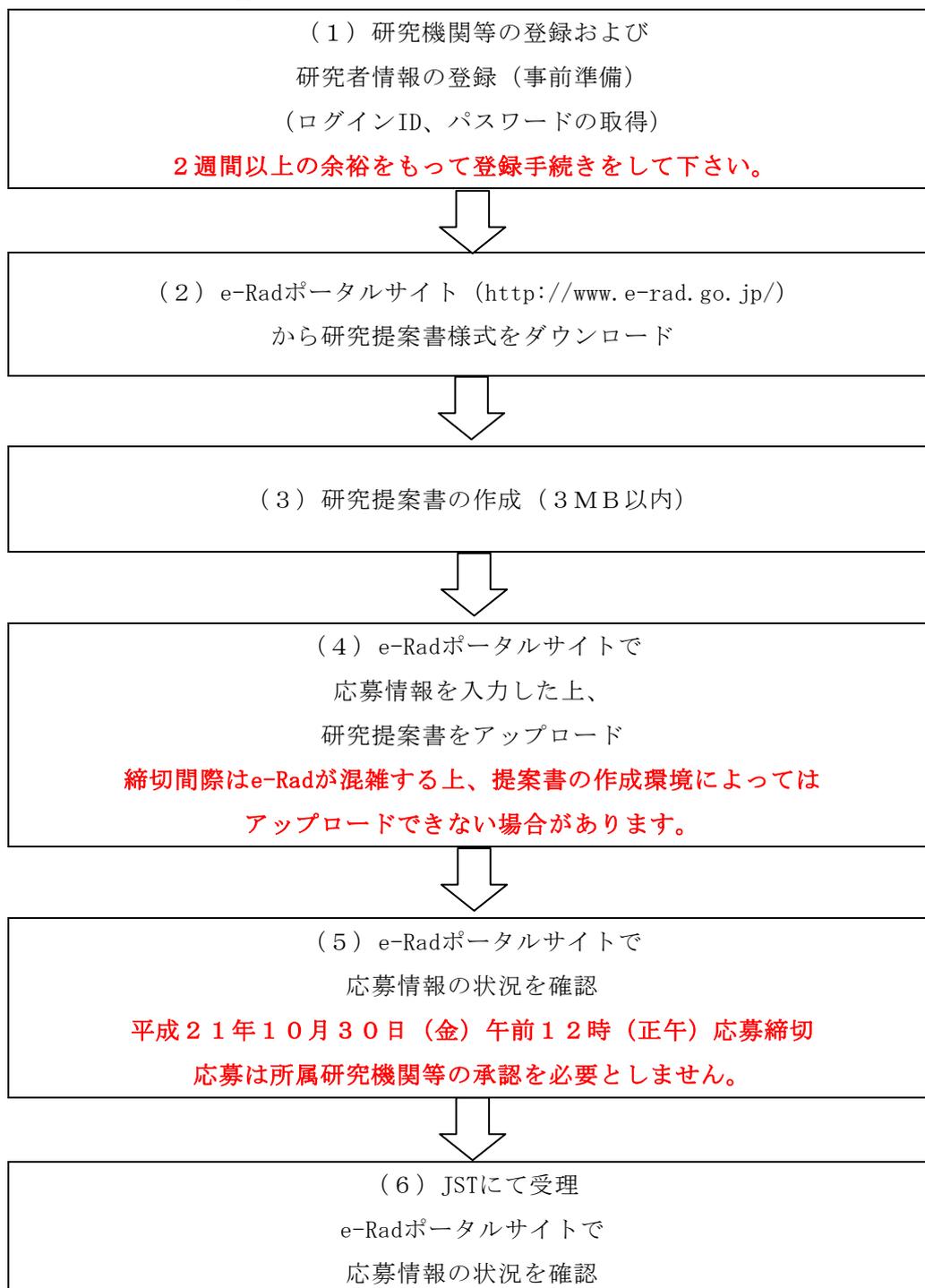
*1: 情報通信システムとの入出力を容易にする技術。ただし、研究区分番号209～211を除く。

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募について

1. e-Radによる応募

「研究シーズ探索プログラム」の研究提案は、e-Radにより行っていただきます。e-Radを利用した応募の流れは下図の通りです。

e-Radを利用した応募の流れ



府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは：

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス (応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electric (電子) の頭文字を冠したものです。

2. 利用可能時間帯、問い合わせ先

(1) e-Radの利用可能時間帯

(月～金) 午前6:00～翌午前2:00まで

(日曜日) 午後6:00～翌午前2:00まで

土曜日は運用停止とします。なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、e-Radポータルサイトにて予めお知らせします。

(2) 問い合わせ先

制度に関する問い合わせはJSTにて、e-Radの操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受け付けます。

JSTの研究提案募集ホームページ (<http://www.jst.go.jp/kisoken/tansaku/>) およびe-Radポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) をよく確認した上で、問い合わせして下さい。

内容	連絡先	方法
制度・プログラムに関する問い合わせ、及び提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST イノベーション推進本部 研究推進部	<p><お問い合わせはなるべく電子メールでお願いいたします(お急ぎの場合を除く)></p> <p>E-mail: tansaku@jst.go.jp</p> <p>電話番号: 03-3512-3526</p> <p>受付時間: 10:00～12:00/13:00～17:00※</p> <p>※土曜日、日曜日、祝祭日および10月2日(JST創立記念日)を除く</p>
e-Radにおける研究機関等・研究者の登録、及びe-Radの操作に関するお問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	<p>対象者: 研究機関等の事務担当者、研究機関等に所属しない研究者</p> <p>※研究機関等に所属する研究者は、研究機関等経由でお問い合わせ下さい。</p> <p>電話番号: 0120-066-877 (フリーダイヤル)</p> <p>受付時間: 9:30～17:30※</p> <p>※ 土曜日、日曜日、祝祭日を除く</p>

3. 具体的な操作方法と注意事項

(1) 研究機関等の登録および研究者情報の登録(ログインID、パスワードの取得)

① 研究機関等の登録

- 本プログラムに応募する研究者が所属する研究機関等は、応募時までe-Radに登録されている必要があります。

- ・ 研究機関等の登録方法については、e-Radポータルサイトを参照して下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。
- ・ なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、JST及び他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

② 研究者情報の登録

- ・ 本プログラムに応募する研究者は、応募前に、研究者情報をe-Radに登録し、e-RadのログインID、パスワードを取得しておく必要があります。
- ・ 研究機関等に所属している研究者の情報は所属研究機関等の事務担当者が登録します。
- ・ 研究機関等に所属していない研究者の情報は、文部科学省e-Radシステム運用担当が登録しますので、必要な手続きはe-Radポータルサイトを参照して下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。

(2) e-Radポータルサイトから研究提案書様式をダウンロード

- ・ e-Radポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp>) から、利用規約を必ず確認の上、**研究者用マニュアル（共通）最新版**をダウンロードして下さい。

「研究者ログイン」画面

e-Rad 研究者向けページから
e-Rad へログインして下さい。

(「ログイン情報通知書」のログイン ID、
パスワードを入力して下さい。
パスワードは変更できます。)

「研究者向けメニュー」画面

「公募一覧」をクリックして下さい。

「配分機関情報一覧」画面

独立行政法人科学技術振興機構の「応募情報入力」をクリックして下さい。

府省庁名	配分機関名	公募一覧
内閣府	内閣府	▶ 応募情報入力
総務省	総務省	▶ 応募情報入力
総務省	消防庁	▶ 応募情報入力
総務省	消防庁消防大学校消防研究センター	▶ 応募情報入力
総務省	独立行政法人情報通信研究機構	▶ 応募情報入力
文部科学省	文部科学省	▶ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人物質・材料研究機構	▶ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人防災科学技術研究所	▶ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人放射線医学総合研究所	▶ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人科学技術振興機構	▶ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人日本学術振興会	▶ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人理化学研究所	▶ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人宇宙航空研究開発機構	▶ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人海洋研究開発機構	▶ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人日本原子力研究開発機構	▶ 応募情報入力

「受付中公募一覧」画面

公募要領、申請様式をダウンロードして下さい。

(申請様式はここからのみダウンロードすることができません。)

公募名	公募要領	申請様式			URL	応募受付期間	応募情報入力
		Word (Win)	Word (Mac)	一太郎			
研究シーズ探索プログラム融合分野	▶ ダウンロード	▶ ダウンロード	▶ ダウンロード		研究シーズ探索プログラム平成21年度研究提案募集のご案内	2009年10月01日 10時00分 ~ 2009年10月30日 12時00分	▶ 応募情報入力

なお、これ以降のe-Radの具体的な操作方法および注意事項については、下記の研究提案募集ホームページのe-Radマニュアル（研究シーズ探索プログラム提案者用）をご確認下さい。

<http://www.jst.go.jp/kisoken/tansaku/apply.html>

JST は男女共同参画を推進しています！

JST では、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議では、平成 22 年度までに国として取り組むべき科学技術の施策を盛り込んだ第 3 期科学技術基本計画 (<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index3.html>) において、「女性研究者の活躍促進」について述べています。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多才な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。その一環として、「期待される女性研究者の採用目標は、自然科学系全体としては 25%」と具体的数値目標が示されています。

JST では、事業を推進する際の活動理念の 1 つとして、「JST 業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長
北澤 宏一

さらなる飛躍に向けて

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう。研究者に占める女性の割合は、13.0% (平成 19 年度末現在。平成 20 年度科学技術研究調査報告(総務省)より)。上昇傾向にあるもののまだまだとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護等で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあること等があげられています。

このそれぞれの課題に対しては、国としても取り組みが行われています。同時に、女性自身の意識改革も必要であると思います。「もうこれ以上は無理」、「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、ステップアップに向けてチャレンジして欲しいと思います。

この機会に応募して、自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロール・モデルとなっていっていただければと願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監
小館 香椎子
(日本女子大学教授)

※ JST 男女共同参画ホームページ : <http://www.jst.go.jp/gender>

【お問い合わせ先】

お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします（お急ぎの場合を除く）。

また、研究提案募集ホームページ

<http://www.jst.go.jp/kisoken/tansaku/>

に最新の情報を掲載しますので、あわせてご参照下さい。

独立行政法人 科学技術振興機構

イノベーション推進本部 研究推進部

〒102-0075 東京都千代田区三番町 5 番地 三番町ビル 5F

E-mail : tansaku@jst.go.jp

電話 : 03-3512-3526 (受付時間 : 10:00~12:00 / 13:00~17:00※)

※土日祝祭日、および10月2日（JST 創立記念日）を除く